

第 1 9 0 回 藤 沢 市 都 市 計 画 審 議 会
議 第 2 号

特定生産緑地の指定について（諮問）

特定生産緑地(藤沢市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

特定生産緑地番号		位置		生産緑地 地区番号	面積			申出基準日	図面番号	備考
番号	枝番号				生産緑地地区 (都市計画)(㎡)	特定生産緑地(㎡)				
						既に指定されて いる区域	新たに指定する 区域			
569	−24	菖蒲沢	字大下地内	569	1,120	0	1,120	2024年12月22日	1	
570	−24	菖蒲沢	字仲ノ桜地内	570	610	0	610	2024年12月22日	1	
	−24	菖蒲沢	字仲ノ桜地内					2024年12月22日		
	−24	菖蒲沢	字仲ノ桜地内					2024年12月22日		
571	−24	円行二丁目	地内	571	1,110	0	1,110	2024年12月22日	2	
573	−24	亀井野三丁目	地内	573	590	0	590	2024年12月22日	3	
	−24	亀井野三丁目	地内					2024年12月22日		
574	−24	天神町一丁目	地内	574	1,540	0	1,540	2024年12月22日	4	
	−24	天神町一丁目	地内					2024年12月22日		
	−24	天神町一丁目	地内					2024年12月22日		
	−24	天神町一丁目	地内					2024年12月22日		
	−24	天神町一丁目	地内					2024年12月22日		
580	−24	辻堂太平台一丁目	地内	580	940	0	940	2024年12月22日	5	